

事 務 連 絡
平成 2 7 年 3 月 2 6 日

各 区 市 町 村 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 主 管 課 長 様

東 京 都 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合
総 務 部 総 務 課 長 古 橋 豊

番 号 法 第 9 条 第 2 項 に 基 づ く 条 例 整 備 等 に つ い て (情 報 提 供)

日頃より、当広域連合の運営にご協力いただき誠にありがとうございます。
標記の件に関して、厚生労働省から連絡がありましたので、下記のとおり情報提供させていただきます。よろしくお願いたします。

記

1 厚生労働省からの情報提供の内容

厚生労働省より、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」（平成 2 7 年 2 月 1 3 日付け内閣官房等）の内容に基づき、総務省に確認した結果について情報提供がありました。

これによると、番号法第 9 条第 2 項に基づく特定個人情報に関する区市町村内での庁内連携については、広域連合と構成区市町村間での条例整備は不要となります。

なお、住基情報以外（税情報等）に係る庁内連携については、区市町村において条例整備が必要となります（参考：別紙イメージ図）。

※番号法第 9 条第 2 項に基づく条例制定に関しては、平成 2 6 年 1 0 月 2 4 日付け内閣官房及び総務省連名による通知を改めてご確認ください。

2 個人情報保護条例に基づく外部提供の手続きとの関係について

現在、広域連合でのみ保有している情報について、後期高齢者医療制度以外の事務で利用するために構成区市町村から提供の希望があった場合は、広域連合の個人情報保護条例に基づく外部提供の手続きをとっています。

平成 2 7 年 2 月 1 3 日付け通知では、広域連合と構成区市町村との間における特定個人情報の授受について「同一部署での内部利用」とみなすとしていますが、そもそも、後期高齢者医療制度以外の事務のために個人情報を利用する場合は、区市町村内での他部署との関係が前提となりますので、今後もこれまで同様の手続きを経る必要があると考えております。

※外部提供の手続きを行っているものの例（以下のような目的で必要とする情報がある場合）

- ・他の法令等による医療に関する給付との調整
- ・高齢者の所在確認
- ・高齢者の施策・事業の企画・立案 等

3 特定個人情報保護評価書のテンプレートについて

厚生労働省から「3月下旬までを予定」との話がありましたが、本日現在、未だ提供されておりません。提供され次第、速やかに送付いたします。

【担当】 総務部総務課総務係
竹村、末平、川原子
電話：03-3222-4475